

公文書公開請求書記入方法

① 請求書のあて名

請求書のあて名は、公文書を保管する実施機関によって異なります。

実施機関	あて名	実施機関	あて名
知事	大分県知事	海区漁業調整委員会	大分海区漁業調整委員会会長
議会	大分県議会議長	内水面漁場管理委員会	大分県内水面漁場管理委員会会長
教育委員会	大分県教育委員会	公営企業の管理者	大分県企業局長
選挙管理委員会	大分県選挙管理委員会委員長	病院事業の管理者	大分県病院事業管理者
人事委員会	大分県人事委員会委員長	公立大学法人 大分県立看護科学大学	公立大学法人 大分県立看護科学大学理事長
監査委員	大分県監査委員	公立大学法人 県立芸術文化短期大学	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学理事長
労働委員会	大分県労働委員会会長	地方住宅供給公社	大分県住宅供給公社理事長
収用委員会	大分県収用委員会会長	土地開発公社	大分県土地開発公社理事長

② 請求者欄

決定通知書はここに記載された住所あてに郵送します。法人が請求する場合、氏名欄には法人名及び法人代表者の肩書き・氏名をご記入ください。

③ 電話番号

昼間必ず連絡がとれる番号を記入してください。法人が請求する場合、担当者の氏名、連絡先も記入してください。

④ 公開請求しようとする公文書の件名又は内容

「何が知りたいのか」「いつの情報なのか」等の事項をできるだけ具体的にご記入ください。

公開請求したい文書の件名や内容が分からない場合には、県政情報課情報公開班又は事務担当課にご相談ください。

⑤ 公開の実施の方法

「閲覧」もしくは「写しの交付」のいずれか（両方も可能です。）にチェックを入れてください。公文書が録音テープまたはビデオテープ、その他の電磁的記録で保存されている場合には、それらの公開の実施の方法をいずれか選択してください。

※電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による公開を実施することができないことがあります。

⑥ 公開の場所等

「情報センター」もしくは「地区情報コーナー」のいずれかで受け取るか、「送付」での対応も可能です。地区情報コーナーの場合、以下のいずれかの地区名を記入してください。送付の場合、別途郵送料も負担していただきます。

地区情報コーナー	住所・電話番号
国東地区情報コーナー (東部振興局国東総合庁舎内)	国東市国東町安国寺 786-1 0978-72-1212
別府地区情報コーナー (別府土木事務所内)	別府市大字鶴見字下田井 14-1 0977-67-0211
臼杵地区情報コーナー (臼杵土木事務所内)	臼杵市大字臼杵字洲崎 72-254 0972-63-4136
佐伯地区情報コーナー (南部振興局佐伯総合庁舎内)	佐伯市長島町 1-2-1 0972-22-0390
竹田地区情報コーナー (豊肥振興局竹田総合庁舎内)	竹田市大字竹田字山手 1501-2 0974-63-1171
豊後大野地区情報コーナー (豊後大野土木事務所内)	豊後大野市三重町市場 1123 0974-22-1056
日田地区情報コーナー (西部振興局日田総合庁舎内)	日田市城町 1-1-10 0973-23-2200
玖珠地区情報コーナー (玖珠土木事務所内)	玖珠郡玖珠町大字塚脇 137-1 0973-72-1152
宇佐地区情報コーナー (北部振興局宇佐総合庁舎内)	宇佐市大字法鏡寺 235-1 0978-32-1170
豊後高田地区情報コーナー (豊後高田土木事務所内)	豊後高田市是永町 39 0978-22-2285
中津地区情報コーナー (中津土木事務所内)	中津市中央町 1-5-16 0979-22-2110

⑦ 公開請求の理由又は利用目的

記載は任意です。